

1. 建築物に関する確認申請、中間検査及び完了検査申請手数料（国の機関の長等による通知を含む）

床面積の合計	確認申請手数料		完了検査手数料 （中間検査申請対象 建築物以外）		完了検査手数料 （中間検査申請対象 建築物）		中間検査手数料	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
30平方メートル以内のもの 1件につき	8,000円	<u>9,000円</u>	13,000円	<u>14,000円</u>	13,000円	<u>14,000円</u>	13,000円	<u>15,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき	13,000円	<u>15,000円</u>	16,000円	<u>17,000円</u>	15,000円	<u>17,000円</u>	16,000円	<u>18,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき	19,000円	<u>22,000円</u>	20,000円	<u>23,000円</u>	20,000円	<u>22,000円</u>	22,000円	<u>25,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき	26,000円	<u>29,000円</u>	28,000円	<u>31,000円</u>	27,000円	<u>30,000円</u>	30,000円	<u>33,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき	45,000円	<u>51,000円</u>	47,000円	<u>52,000円</u>	44,000円	<u>50,000円</u>	49,000円	<u>55,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき	64,000円	<u>72,000円</u>	63,000円	<u>70,000円</u>	60,000円	<u>66,000円</u>	66,000円	<u>74,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき	190,000円	<u>209,000円</u>	150,000円	<u>166,000円</u>	140,000円	<u>161,000円</u>	150,000円	<u>165,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき	320,000円	<u>353,000円</u>	240,000円	<u>268,000円</u>	240,000円	<u>263,000円</u>	240,000円	<u>268,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの 1件につき	620,000円	<u>683,000円</u>	470,000円	<u>528,000円</u>	470,000円	<u>523,000円</u>	500,000円	<u>551,000円</u>

※計画変更の手数料は、変更に係る床面積の1／2で算定します。

2. 建築設備及び工作物に関する確認申請、完了検査手数料（国の機関の長等による通知を含む）

区 分	確認申請手数料		計画変更手数料		完了検査手数料 （中間検査なし）		完了検査手数料 （中間検査あり）		中間検査手数料	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき	12,000円	<u>13,000円</u>	7,000円	<u>8,000円</u>	18,000円	<u>20,000円</u>	17,000円	<u>19,000円</u>	17,000円	<u>18,000円</u>
小荷物専用昇降機 1件につき	6,000円	6,000円	4,000円	<u>5,000円</u>	11,000円	<u>13,000円</u>	11,000円	<u>12,000円</u>	11,000円	<u>12,000円</u>
工作物 1件につき	10,000円	<u>11,000円</u>	6,000円	6,000円	12,000円	<u>13,000円</u>	－	－	12,000円	<u>13,000円</u>

建築物に関する確認申請及び計画通知手数料に加算する手数料（建築物省エネ法第11条第1項ただし書及び第12条第2項ただし書（建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に該当するものに限る。）関係） 次に掲げる建て方及び住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

<u>建て方及び住宅部分の床面積の合計</u>		<u>手数料</u>	
		現行	改正後
<u>一戸建ての住宅</u>	<u>200平方メートル未満 1件につき</u>	－	<u>21,500円</u>
	<u>200平方メートル以上 1件につき</u>	－	<u>23,100円</u>
<u>共同住宅等</u>	<u>200平方メートル未満 1件につき</u>	－	<u>21,500円</u>
	<u>200平方メートル以上300平方メートル未満 1件につき</u>	－	<u>40,200円</u>
	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき</u>	－	<u>69,400円</u>
	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき</u>	－	<u>125,700円</u>
	<u>5,000平方メートル以上 1件につき</u>	－	<u>190,400円</u>

3. 許可・認定・承認等申請手数料

手数料の名称	申請手数料	
	現行	改正後
仮使用認定 1件につき	1 件につき120,000円	<u>1 件につき136,000円</u>
建築物の敷地と道路との関係の建築認定	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	1 件につき33,000円	<u>1 件につき37,000円</u>
公衆便所等の道路内における建築許可	1 件につき33,000円	<u>1 件につき37,000円</u>
道路内における建築認定	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
公共用歩廊等の道路内における建築許可	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
壁面線外における建築許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
用途地域における建築等許可申請手数料	1 件につき180,000円	<u>1 件につき201,000円</u>
用途地域における建築等許可申請手数料	1 件につき110,000円	<u>1 件につき132,000円</u>
用途地域における建築等許可申請手数料	1 件につき150,000円	<u>1 件につき169,000円</u>
特殊建築物等敷地許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
建築物の容積率の特例認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料(法第53.4項・5項)	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料(法第53.6 項 3 号)	1 件につき33,000円	<u>1 件につき37,000円</u>
建築物の敷地面積の許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
建築物の高さの特例認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
建築物の高さの許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料（法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書関係）	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
高度地区における建築物の高さに関する特例許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
高度利用地区における建築物の容積率，建蔽率，建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の容積率，建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
地区計画又は沿道地区計画区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区が定められている区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
地区計画等の区域における建築物の容積率に関する適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>

3. 許可・認定・承認等申請手数料

手数料の名称	申請手数料	
	現行	改正後
地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
地区計画等の区域における建築物で地区施設の下にある部分の建築面積の特定認定申請手数料	1 件につき27,000円	<u>1 件につき31,000円</u>
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
仮設興行場等建築許可	1 件につき120,000円	<u>1 件につき136,000円</u>
特別仮設興行場等建築許可	1 件につき160,000円	<u>1 件につき182,000円</u>
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料		
ア建築物の数が2 である場合	1 件につき78,000円	<u>1 件につき89,000円</u>
イ建築物の数が3 以上である場合	1 件につき78,000円に2 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1 件につき89,000円に2 を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料		
ア建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1 である場合	1 件につき78,000円	<u>1 件につき89,000円</u>
イ建築物の数が2 以上である場合	1 件につき78,000円に1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1 件につき89,000円に1 を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
総合設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		
ア 建築物の数が2 である場合	1 件につき238,000円	<u>1 件につき271,000円</u>
イ 建築物の数が3 以上である場合	1 件につき238,000円に2 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1 件につき271,000円に2 を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
既存建築物を前提とした総合設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		
ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1 である場合	1 件につき238,000円	<u>1 件につき271,000円</u>
イ 建築物の数が2 以上である場合	1 件につき238,000円に1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1 件につき271,000円に1 を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料		
ア建築物（同一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1 である場合	1 件につき78,000円	<u>1 件につき89,000円</u>
イ 建築物の数が2 以上である場合	1 件につき78,000円に1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1 件につき89,000円に1 を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		
ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1 である場合	1 件につき238,000円	<u>1 件につき271,000円</u>
イ 建築物の数が2 以上である場合	1 件につき238,000円に1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1 件につき271,000円に1 を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>

3. 許可・認定・承認等申請手数料

手数料の名称	申請手数料	
	現行	改正後
同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料		
ア 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合	1件につき238,000円	<u>1件につき271,000円</u>
イ 建築物の数が2以上である場合	1件につき238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1件につき271,000円に1を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>1件につき7,000円に現に存する建築物の数に14,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率，建蔽率，外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき27,000円	<u>1件につき31,000円</u>
既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	1件につき27,000円	<u>1件につき31,000円</u>
既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	1件につき27,000円	<u>1件につき31,000円</u>
既存建築物を2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の認定申請手数料	1件につき27,000円	<u>1件につき31,000円</u>
興行場等の用途変更許可申請手数料	1件につき120,000円	<u>1件につき136,000円</u>
特別興行場等の用途変更許可申請手数料	1件につき160,000円	<u>1件につき182,000円</u>
既存建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき31,000円	1件につき31,000円
既存建築物の道路内における建築認定申請手数料	1件につき31,000円	1件につき31,000円
予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	1件につき160,000円	<u>1件につき182,000円</u>
地区計画の区域内における建築等許可申請手数料（松山市地区計画条例分）	1件につき180,000円	1件につき180,000円
特別用途地区内における建築等許可申請手数料（松山市特別用途地区建築条例分）	1件につき180,000円	1件につき180,000円

4. 長期優良住宅建築等計画認定手数料

建て方及び住棟の総戸数		(1)長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合		(2)住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合		(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
一戸建ての住宅		15,000円	<u>16,400円</u>	14,900円	<u>16,400円</u>	51,200円	<u>56,500円</u>
共同住宅等	1戸	15,000円	<u>16,400円</u>	14,900円	<u>16,400円</u>	51,200円	<u>56,500円</u>
共同住宅等	2戸以上5戸以下	28,400円	<u>31,100円</u>	28,200円	<u>31,100円</u>	120,600円	<u>133,100円</u>
共同住宅等	6戸以上10戸以下	45,900円	<u>50,400円</u>	45,600円	<u>50,400円</u>	192,300円	<u>212,200円</u>
共同住宅等	11戸以上25戸以下	83,600円	<u>91,500円</u>	83,200円	<u>91,500円</u>	385,200円	<u>424,900円</u>
共同住宅等	26戸以上50戸以下	123,900円	<u>136,000円</u>	123,000円	<u>136,000円</u>	676,600円	<u>746,900円</u>
共同住宅等	51戸以上100戸以下	190,800円	<u>209,300円</u>	189,400円	<u>209,300円</u>	1,161,400円	<u>1,282,300円</u>
共同住宅等	101戸以上200戸以下	305,000円	<u>335,500円</u>	302,100円	<u>335,500円</u>	2,125,500円	<u>2,347,900円</u>
共同住宅等	201戸以上	378,900円	<u>417,300円</u>	375,100円	<u>417,300円</u>	3,025,100円	<u>3,342,400円</u>

※共同住宅等にあっては、1戸につきその額を同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

建て方及び住棟の総戸数		手数料			
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、確認書の交付を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
		現行	改正後	現行	改正後
一戸建ての住宅		19,900円	<u>22,300円</u>	73,600円	<u>82,400円</u>
共同住宅等	1戸	19,900円	<u>22,300円</u>	73,600円	<u>82,400円</u>
	2戸以上5戸以下	36,300円	<u>40,600円</u>	172,800円	<u>193,500円</u>
	6戸以上10戸以下	59,700円	<u>66,800円</u>	276,400円	<u>309,600円</u>
	11戸以上25戸以下	99,500円	<u>111,300円</u>	545,900円	<u>611,400円</u>
	26戸以上50戸以下	159,500円	<u>178,500円</u>	977,500円	<u>1,094,900円</u>
	51戸以上100戸以下	243,800円	<u>272,900円</u>	1,680,500円	<u>1,882,300円</u>
	101戸以上200戸以下	414,400円	<u>463,900円</u>	3,109,100円	<u>3,482,500円</u>
	201戸以上	526,100円	<u>588,800円</u>	4,443,000円	<u>4,976,500円</u>

5. その他

手数料の名称	手数料	
	現行	改正後
住宅用家屋証明書	1,300円	1,300円
建築確認台帳記載証明書	360円	<u>400円</u>
認定長期優良住宅等証明書	360円	<u>400円</u>

優良宅地造成認定申請手数料

造成宅地の面積	手数料	
	現行	改正後
0.1ヘクタール未満のもの 1件につき	88,000円	<u>89,000円</u>
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件につき	130,000円	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件につき	200,000円	200,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件につき	260,000円	<u>270,000円</u>
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件につき	400,000円	400,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件につき	520,000円	520,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件につき	670,000円	<u>680,000円</u>
10ヘクタール以上のもの 1件につき	890,000円	<u>900,000円</u>

6. 開発行為許可申請手数料

開発区域の面積 (ha)	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の手数料		主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の手数料		その他	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
0.1未満 1件につき	8,800円	8,800円	14,000円	14,000円	88,000円	<u>89,000円</u>
0.1以上～0.3未満 1件につき	22,000円	22,000円	31,000円	31,000円	130,000円	130,000円
0.3以上～0.6未満 1件につき	44,000円	44,000円	66,000円	<u>67,000円</u>	200,000円	200,000円
0.6以上～1.0未満 1件につき	88,000円	<u>89,000円</u>	120,000円	120,000円	260,000円	<u>270,000円</u>
1.0以上～3.0未満 1件につき	130,000円	130,000円	210,000円	210,000円	400,000円	400,000円
3.0以上～6.0未満 1件につき	180,000円	180,000円	270,000円	<u>280,000円</u>	520,000円	520,000円
6.0以上～10.0未満 1件につき	220,000円	<u>230,000円</u>	350,000円	350,000円	670,000円	<u>680,000円</u>
10.0以上 1件につき	310,000円	310,000円	490,000円	490,000円	890,000円	<u>900,000円</u>

7. 開発行為変更許可手数料

変更の理由	手数料	
	現行	改正後
1 設計の変更（2を除く） 1件につき	開発区域の面積に応じ、上表に規定する額の1／10	開発区域の面積に応じ、上表に規定する額の1／10
2 新たな土地区域への編入による変更（第30条第1項第1号～第4号に掲げる事項の変更） 1件につき	新たに編入される面積に応じ上表に規定する額	新たに編入される面積に応じ上表に規定する額
3 その他の変更 1件につき	10,000円	10,000円

※ただし、1・2・3の合計額が、890,000円を超えるときは890,000円とする。

※ただし、1・2・3の合計額が、900,000円を超えるときは900,000円とする。

8. 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料

件数	手数料	
	現行	改正後
1件につき	47,000円	47,000円

9. 予定建築物以外の建築許可申請手数料

件数	手数料	
	現行	改正後
1件につき	26,000円	26,000円

10. 建築等許可申請手数料

敷地の面積(ha)	手数料	
	現行	改正後
0.1未満 1件につき	7,100円	7,100円
0.1以上～0.3未満 1件につき	19,000円	19,000円
0.3以上～0.6未満 1件につき	40,000円	40,000円
0.6以上～1.0未満 1件につき	71,000円	71,000円
1.0以上 1件につき	100,000円	100,000円

11. 地位の承継の承認手数料

承継の種類	手数料	
	現行	改正後
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの 1件につき	1,800円	1,800円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1件につき	1,800円	1,800円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 1件につき	2,800円	2,800円
上記以外のものである場合 1件につき	18,000円	18,000円

12. 開発登録簿（土地利用計画図）の写しの交付手数料

部数	手数料	
	現行	改正後
1部	480円	480円

13. 開発行為又は建築に関する証明書（許可書、検査済証）等の交付

部数	手数料	
	現行	改正後
1部	360円	<u>400円</u>

14. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

申請する建築物によって、それぞれ次(a)から(c)までの表に定める額を合算した額

一戸建ての住宅の場合・・・表(a)の額

共同住宅の場合・・・表(a)と表(b)とを合算した額

非住宅建築物の場合・・・表(c)の額

複合建築物の場合・・・住宅部分及び非住宅部分の区分に応じ表(a)から(c)までを合算した額

※変更認定申請の手数料は、合算した手数料の1/2で算定します。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

ア 低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者

(ア) 住宅

a 建て方及び住棟の総戸数・・・(a)

建て方及び住棟の総戸数		(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査の場合		(3) (1) 及び (2) の場合以外の場合	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
一戸建ての住宅		5,500円	<u>6,100円</u>	19,200円	<u>21,500円</u>	37,800円	<u>41,700円</u>
共同住宅	1戸	5,500円	<u>6,100円</u>	19,200円	<u>21,500円</u>	37,800円	<u>41,700円</u>
共同住宅	2戸以上5戸以内	10,800円	<u>11,900円</u>	35,900円	<u>40,200円</u>	76,000円	<u>83,900円</u>
共同住宅	6戸以上10戸以内	18,200円	<u>20,100円</u>	51,900円	<u>58,100円</u>	106,900円	<u>118,000円</u>
共同住宅	11戸以上25戸以内	30,100円	<u>33,200円</u>	74,500円	<u>83,400円</u>	150,300円	<u>166,000円</u>
共同住宅	26戸以上50戸以内	50,300円	<u>55,500円</u>	112,500円	<u>125,900円</u>	215,900円	<u>238,400円</u>
共同住宅	51戸以上100戸以内	89,900円	<u>99,300円</u>	170,500円	<u>190,700円</u>	309,700円	<u>342,100円</u>
共同住宅	101戸以上200戸以内	142,700円	<u>157,600円</u>	243,600円	<u>272,500円</u>	420,400円	<u>464,300円</u>
共同住宅	201戸以上300戸以内	181,400円	<u>200,400円</u>	315,900円	<u>353,300円</u>	552,100円	<u>609,800円</u>
共同住宅	301戸以上	195,200円	<u>215,600円</u>	360,800円	<u>403,300円</u>	649,400円	<u>717,300円</u>

b 算定対象となる共用部分の床面積・・・(b)

共用部分の床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300平方メートル以内のもの1件につき	10,700円	<u>11,800円</u>	119,900円	<u>132,300円</u>
300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの1件につき	29,700円	<u>32,800円</u>	197,500円	<u>218,100円</u>
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの1件につき	88,300円	<u>97,500円</u>	307,300円	<u>339,500円</u>
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの1件につき	139,600円	<u>154,200円</u>	394,500円	<u>435,800円</u>
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの1件につき	176,200円	<u>194,600円</u>	471,400円	<u>520,700円</u>
25,000平方メートルを超えるもの1件につき	220,200円	<u>243,200円</u>	549,100円	<u>606,500円</u>

(イ) 非住宅建築物

a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

床面積の合計	手数料	
	現行	改正後
300平方メートル以内のもの1件につき	10,700円	<u>11,800円</u>
300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの1件につき	29,700円	<u>32,800円</u>
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの1件につき	88,300円	<u>97,500円</u>
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの1件につき	139,600円	<u>154,200円</u>
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの1件につき	176,200円	<u>194,600円</u>
25,000平方メートルを超えるもの 1件につき	220,200円	<u>243,200円</u>

b 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けていない場合 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 標準入力法又は主要室入力法による審査

床面積の合計	手数料	
	現行	改正後
300平方メートル以内のもの1件につき	264,300円	<u>291,700円</u>
300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの1件につき	420,900円	<u>464,900円</u>
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの1件につき	598,800円	<u>661,500円</u>
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの1件につき	734,300円	<u>811,200円</u>
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの1件につき	865,500円	<u>965,100円</u>
25,000平方メートルを超えるもの1件につき	987,800円	<u>1,091,200円</u>

(b) モデル建物法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

床面積の合計	手数料	
	現行	改正後
300平方メートル以内のもの1件につき	105,500円	<u>105,600円</u>
300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの1件につき	176,500円	<u>176,800円</u>
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの1件につき	285,600円	<u>286,100円</u>
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの1件につき	372,800円	<u>373,500円</u>
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの1件につき	448,000円	<u>448,700円</u>
25,000平方メートルを超えるもの1件につき	525,500円	<u>526,400円</u>

15. 松山市道路位置指定に係る申請手数料

手数料の名称	申請手数料	
	現行	改正後
道路位置指定申請・変更申請手数料	50,000円	<u>57,000円</u>

16. 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料

申請する建築物が非住宅建築の場合：新築部分、増改築部分の床面積の合計に応じて表に定める額

申請する建築物が複合建築物の場合：非住宅部分の新築部分、増改築部分の床面積の合計に応じて表に定める額

ア 一次エネルギー消費量の算定対象となる建築物の部分の有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 標準入力法又は主要室入力法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

非住宅部分の床面積の合計	適合性判定を受けようとする建築物の法における主要用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300平方メートル未満 1件につき	－	28,000円	－	275,600円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1件につき	－	37,700円	－	345,100円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき	52,100円	52,200円	444,700円	445,500円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき	123,200円	123,400円	634,600円	635,600円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 1件につき	182,200円	182,500円	781,600円	782,900円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 1件につき	225,000円	225,400円	923,800円	925,300円
25,000平方メートル以上 1件につき	278,300円	278,800円	1,053,800円	1,055,600円

(イ) モデル建物法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

非住宅部分の床面積の合計	適合性判定を受けようとする建築物の法における主要用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300平方メートル未満 1件につき	－	23,100円	－	105,600円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1件につき	－	32,400円	－	134,400円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき	45,700円	45,800円	176,500円	176,800円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき	115,100円	115,300円	285,600円	286,100円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 1件につき	173,300円	173,600円	372,800円	373,500円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 1件につき	215,300円	215,700円	448,000円	448,700円
25,000平方メートル以上 1件につき	267,000円	267,500円	525,500円	526,400円

イ 一次エネルギー消費量の算定対象となる建築物の部分の有しない建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

非住宅部分の床面積の合計	現行	改正後
300平方メートル未満 1件につき	－	23,100円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1件につき	－	32,400円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき	45,700円	45,800円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき	115,100円	115,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 1件につき	173,300円	173,600円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 1件につき	215,300円	215,700円
25,000平方メートル以上 1件につき	267,000円	267,500円

令和7年4月1日改正（※下線部改正部分）

追加改正箇所は青色にしています

ウ 外皮性能及び一次エネルギー消費量の算定対象となる建築物の部分に有する建築物 次に掲げる建て方及び住宅部分の床面積（その床面積に共用部分が含まれる場合であって、共用部分の審査を省略するときは、この共用部分を除いた床面積）の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

建て方及び住宅部分の床面積の合計		(1)仕様基準による審査の場合		(2)仕様基準と標準計算の併用による審査の場合		(3)(1)及び(2)の場合以外の場合	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
一戸建ての住宅	200平方メートル未満 1件につき	—	21,500円	—	31,200円	—	41,700円
	200平方メートル以上 1件につき	—	23,100円	—	34,400円	—	46,600円
共同住宅等	200平方メートル未満 1件につき	—	21,500円	—	31,200円	—	41,700円
	200平方メートル以上300平方メートル未満 1件につき	—	40,200円	—	62,000円	—	83,900円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき	—	69,400円	—	104,200円	—	139,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき	—	125,700円	—	181,500円	—	238,200円
	5,000平方メートル以上 1件につき	—	190,400円	—	265,700円	—	341,700円

エ 複合建築物 次に掲げる住宅部分及び非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 非住宅部分 申請に係る複合建築物の非住宅部分の区分に応じ、ア又はイに定める額

(イ) 住宅部分 申請に係る複合建築物の住宅部分の建て方及び床面積の合計の区分に応じ、ウに定める額

* 建築物エネルギー消費性能確保計画変更の適合性判定に係る手数料は、手数料の1／2で算出します。（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

* 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料は、手数料の1／2で算出します。（その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

17.建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

申請する建築物によって、それぞれ次の（a）から（c）までの表に定める額を合算した額

- 一戸建て住宅及び共同住宅等の場合 表(a)の額
- 非住宅建築の場合 表(b)又は表(c)の額（面積、評価手法による）
- 複合建築物の場合 非住宅部分及び住宅部分の区分に応じた表(a)から表(c)までを合算した額

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築物関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者

（ア）住宅・・・(a)

建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計			（1）建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		（2）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査の場合		（3）（1）及び（2）の場合以外の場合	
			現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
1戸建て住宅	200m2未満		5,500円	<u>6,100円</u>	19,200円	<u>21,500円</u>	37,300円	<u>41,700円</u>
	200m2以上		5,500円	<u>6,100円</u>	20,700円	<u>23,100円</u>	41,600円	<u>46,600円</u>
共同住宅等	1戸	200平方メートル未満	5,500円	<u>6,100円</u>	19,200円	<u>21,500円</u>	37,300円	<u>41,700円</u>
		200平方メートル以上	5,500円	<u>6,100円</u>	20,700円	<u>23,100円</u>	41,600円	<u>46,600円</u>
	2戸以上4戸以下		10,700円	<u>11,900円</u>	35,900円	<u>40,200円</u>	74,900円	<u>83,900円</u>
	5戸以上15戸以下		22,300円	<u>24,900円</u>	62,000円	<u>69,400円</u>	124,900円	<u>139,800円</u>
	16戸以上45戸以下		49,500円	<u>55,300円</u>	112,300円	<u>125,700円</u>	212,700円	<u>238,200円</u>
	46戸以上		88,500円	<u>99,000円</u>	170,100円	<u>190,400円</u>	305,200円	<u>341,700円</u>

（イ）非住宅建築物

a 標準入力法又は主要室入力法による審査・・・(b)

床面積の合計	建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300平方メートル未満	10,500円	<u>11,800円</u>	246,000円	<u>275,600円</u>
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,300円	<u>32,800円</u>	397,700円	<u>445,500円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	87,100円	<u>97,500円</u>	567,500円	<u>635,600円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	137,700円	<u>154,200円</u>	698,900円	<u>782,900円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	173,800円	<u>194,600円</u>	826,100円	<u>925,300円</u>
25,000平方メートル以上	217,100円	<u>243,200円</u>	942,400円	<u>1,055,600円</u>

b モデル建物法による審査・・・(c)

床面積の合計	建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300平方メートル未満	10,500円	<u>11,800円</u>	94,300円	<u>105,600円</u>
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	29,300円	<u>32,800円</u>	157,900円	<u>176,800円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	87,100円	<u>97,500円</u>	255,400円	<u>286,100円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	137,700円	<u>154,200円</u>	333,400円	<u>373,500円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	173,800円	<u>194,600円</u>	400,600円	<u>448,700円</u>
25,000平方メートル以上	217,100円	<u>243,200円</u>	469,900円	<u>526,400円</u>

※＊ 変更認定申請の手数料は、合算した手数料の1／2で算出します。

18.建築物のエネルギー消費性能に係る認定（表示認定）申請手数料

申請する建築物によって、それぞれ次の（a）から（d）までの表に定める額を合算した額

――戸建て住宅及び共同住宅等の場合――表(a)又は表(b)の額（評価基準による）

――非住宅建築の場合――表(c)又は表(d)の額（評価手法による）

――複合建築物の場合――非住宅部分及び住宅部分の区分に応じた表(a)から表(d)までを合算した額

建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア 住宅

――（ア）性能基準による審査――（a）

削除

建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計		建築物省エネ法第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は建築物省エネ法施行規則第25条第2項（第28条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（第46条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書（これらの通知書に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
		現行	改正後	現行	改正後
1戸建て住宅	200m2未満	5,500円	<u>6,100円</u>	37,300円	<u>41,700円</u>
	200m2以上	5,500円	<u>6,100円</u>	41,600円	<u>46,600円</u>
共同住宅等	2戸以上4戸以下	10,700円	<u>11,900円</u>	74,900円	<u>83,900円</u>
	5戸以上15戸以下	22,300円	<u>24,900円</u>	124,900円	<u>139,800円</u>
	16戸以上45戸以下	49,500円	<u>55,300円</u>	212,700円	<u>238,200円</u>
	46戸以上	88,500円	<u>99,000円</u>	305,200円	<u>341,700円</u>

――（イ）仕様基準、フロア入力法又はモデル住宅法による審査――（b）

建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計		建築物省エネ法第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は建築物省エネ法施行規則第25条第2項（第28条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（第46条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書（これらの通知書に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
		現行	改正後	現行	改正後
1戸建て住宅	200m2未満	5,500円	<u>6,100円</u>	19,200円	<u>21,500円</u>
	200m2以上	5,500円	<u>6,100円</u>	20,700円	<u>23,100円</u>
共同住宅等	2戸以上4戸以下	10,700円	<u>11,900円</u>	35,900円	<u>40,200円</u>
	5戸以上15戸以下	22,300円	<u>24,900円</u>	62,000円	<u>69,400円</u>
	16戸以上45戸以下	49,500円	<u>55,300円</u>	112,300円	<u>125,700円</u>
	46戸以上	88,500円	<u>99,000円</u>	170,100円	<u>190,400円</u>

イ 非住宅建築物
――(ア) 標準入力法又は主要室入力法による審査――⑥

床面積の合計	建築物省エネ法第2条第1項第3号に掲げる基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物省エネ法第12条第6項若しくは第13条第7項に規定する適合判定通知書、建築物省エネ法施行規則第25条第2項（第28条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（第46条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書（これらの通知書に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）の交付を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300m2未満	10,500円	<u>11,800円</u>	246,000円	<u>275,600円</u>
300m2以上2,000m2未満	29,300円	<u>32,800円</u>	397,700円	<u>445,500円</u>
2,000m2以上5,000m2未満	87,100円	<u>97,500円</u>	567,500円	<u>635,600円</u>
5,000m2以上10,000m2未満	137,700円	<u>154,200円</u>	698,900円	<u>782,900円</u>
10,000m2以上25,000m2未満	173,800円	<u>194,600円</u>	826,100円	<u>925,300円</u>
25,000m2以上	217,100円	<u>243,200円</u>	942,400円	<u>1,055,600円</u>

――(イ) モデル建物法による審査――(d)

床面積の合計	建築物省エネ法第2条第1項第3号に掲げる基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物省エネ法第12条第6項若しくは第13条第7項に規定する適合判定通知書、建築物省エネ法施行規則第25条第2項（第28条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（第46条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知書（これらの通知書に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）の交付を受けている場合		左に掲げる場合以外の場合	
	現行	改正後	現行	改正後
300m2未満	10,500円	<u>11,800円</u>	94,300円	<u>105,600円</u>
300m2以上2,000m2未満	29,300円	<u>32,800円</u>	157,900円	<u>176,800円</u>
2,000m2以上5,000m2未満	87,100円	<u>97,500円</u>	255,400円	<u>286,100円</u>
5,000m2以上10,000m2未満	137,700円	<u>154,200円</u>	333,400円	<u>373,500円</u>
10,000m2以上25,000m2未満	173,800円	<u>194,600円</u>	400,600円	<u>448,700円</u>
25,000m2以上	217,100円	<u>243,200円</u>	469,900円	<u>526,400円</u>

19. 屋外広告物許可申請手数料等

屋外広告物許可申請手数料

屋外広告物の種別		申請手数料	
		現行	改正後
はり紙		100枚 240円	100枚 240円
はり札		1枚 50円	1枚 50円
立看板		1個 120円	1個 120円
電柱等を利用する広告物		1個 240円	1個 240円
停留所標識を利用する広告物		1個 120円	1個 120円
消火栓標識を利用する広告物		1個 240円	1個 240円
広告幕		1枚 480円	1枚 480円
旗及びのぼり		1個 120円	1個 120円
アドバルーン		1個 480円	1個 480円
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	1平方メートル未満	1個 120円	1個 120円
	1平方メートル以上 5平方メートル未満	1個 300円	1個 300円
	5平方メートル以上 10平方メートル未満	1個 600円	1個 600円
	10平方メートル以上 20平方メートル未満	1個 1,200円	1個 1,200円
	20平方メートル以上 30平方メートル未満	1個 2,400円	1個 2,400円
	30平方メートル以上 40平方メートル未満	1個 3,600円	1個 3,600円
	40平方メートル以上 50平方メートル未満	1個 4,800円	1個 4,800円
	50平方メートル以上	1個 6,000円	1個 6,000円
照明装置を使用するもの	3平方メートル未満	1個 1,200円	1個 1,200円
	3平方メートル以上 10平方メートル未満	1個 2,400円	1個 2,400円
	10平方メートル以上 30平方メートル未満	1個 4,800円	1個 4,800円
	30平方メートル以上 50平方メートル未満	1個 7,100円	1個 7,100円
	50平方メートル以上	1個 9,500円	1個 9,500円

備考

- 1 はり紙の枚数の100枚未満は、100枚として計算する。
- 2 照明装置を使用する広告物については、この表の他の項の規定は、適用しない。

屋外広告業の登録又は更新の手数料

手数料の名称	申請手数料	
	現行	改正後
登録手数料	10,000円	10,000円
更新手数料	10,000円	10,000円

屋外広告物講習会の受講手数料

課程	申請手数料	
	現行	改正後
屋外広告物に関する法令	1人につき 1, 000円	1人につき 1, 000円
屋外広告物の表示の方法に関する事項	1人につき 1, 000円	1人につき 1, 000円
屋外広告物の施工に関する事項	1人につき 1, 000円	1人につき 1, 000円